

官報 号外

昭和五十七年二月十九日

○第九十六回 参議院會議録第七号

昭和五十七年二月十九日(金曜日)

午前十時十一分開議

○議事日程 第七号

昭和五十七年二月十九日

午前十時開議

第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長上條勝久君。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年二月十八日

参議院議長 徳永 正利殿
地方行政委員長 上條 勝久

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地

昭和五十七年二月十九日 参議院會議録第七号

地方交付税法等の一部を改正する法律案

方交付税の総額を確保するため、昭和五十六年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するとともに、これに伴い後年度において一般会計から同特別会計へ繰り入れる臨時地方特例交付金の額を増額しようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和五十六年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の歳入において、所得税の減収によつて、一般会計から受け入れる地方交付税交付金の財源が四百三十九億六千八百万円減額修正されるに伴い、その補てん財源として、資金運用部資金から四百三十九億六千八百万円を借り入れることとしている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年二月十六日

参議院議長 徳永 正利殿

衆議院議長 福田 一

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項第三号中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第八條の三第二項第三号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第九項の表を次のように改め、同項を同条第十項とする。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十二年	二十五億円
昭和六十三年	二十五億円
昭和六十四年	二十五億円
昭和六十五年	三十億円
昭和六十六年	三十五億円
昭和六十七年	四十五億円
昭和六十八年	四十五億円
昭和六十九年	四十五億円
昭和七十年	四十五億円
昭和七十一年度	六十二億二千八百万円

附則第八條の三第八項の次に次の一項を加える。

9 昭和五十六年度における第一項の借入純増加額(第七項の規定の適用を受けるものを除く)については、第一項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「二分の一に相当する額(当該借入純増加額のうち百五十四億八千八百万円については、その十分の十に相当する額)」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「千三百二十億円を加算した」を「千七百五十九億六千八百万円を加算した」に改め、同項の表中「七千三百二十億円」を「七千三百五十億円」に、「八千三百二十億円」を「八千六百十億円」に、「八千八百二十億円」を「八千八百五十億円」に、「九千七百九億八千四万円」を「九千七百三十九億八千四万円」に、「八千八百七十一億円」を「八千九百一十一億円」に、「七千六百九十億円」を「七千七百四十億円」に、「六千八百五十億円」を

「六千九百億円」に、「四千六百七十億円」を「四千七百二十億円」に、「千四百八十億円」を「千五百四十億円」に改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十二年	二十五億円
昭和六十三年	二十五億円
昭和六十四年	二十五億円
昭和六十五年	三十億円
昭和六十六年	三十五億円
昭和六十七年	四十五億円
昭和六十八年	四十五億円
昭和六十九年	四十五億円
昭和七十年	四十五億円
昭和七十一年度	六十二億二千八百万円

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔上條勝久君登壇、拍手〕

○上條勝久君 ただいま議題となりました法律案は、昭和五十六年度地方交付税の総額について、所得税の減額補正に伴う落ち込み額を補てんするため、交付税特別会計における借入額を約四百四十億円増額し、また、後年度の地方財政に資するため、借入金の償還に当たっては、所得税の特別減税に係るものは全額、残余のものについてはその二分の一に相当する額を国の一般会計から同特別会計へ繰り入れることを主要内容とするものであります。

委員会におきましては、税収の見直し、地方交付税源の確保、その他行財政の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わし、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

昭和五十七年二月十九日 参議院會議録第七号

議長の報告事項

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君
副議長 秋山 長造君

議員
鶴岡 洋君 中野 鉄造君
大川 清幸君 渡部 通子君
和泉 照雄君 馬場 富君
小西 博行君 桑名 義治君
中野 明君 三木 忠雄君
中村 鋭一君 伊藤 郁男君
大坪健一郎君 堀出 啓典君
原田 立君 宮崎 正義君
井上 計君 岩上 二郎君
藤原 房雄君 黒柳 明君
田代富士男君 三治 重信君
柄谷 道一君 矢追 秀彦君
淡谷 邦彦君 柏原 ヤス君
栗林 卓司君 木島 則夫君
志村 愛子君 二宮 文造君
多田 省吾君 小平 芳平君
田淵 哲也君 新谷寅三郎君
安井 謙君 大石 武一君
青島 幸男君 山田 勇君
江田 五月君 秦 豊君
野末 陳平君 松尾 官平君
井上 孝君 板垣 正君

岩本 政光君 山本 富雄君
谷川 寛三君 山本 雅也君
降矢 敬雄君 下条進一郎君
戸塚 進也君 平井 卓志君
林 一造君 安孫子藤吉君
井上 吉夫君 大鷹 淑子君
遠藤 要君 長谷川 信君
細川 護熙君 河本嘉久蔵君
金井 元彦君 片山 正英君
嶋崎 均君 稲嶺 一郎君
中村 太郎君 中西 一郎君
松垣徳太郎君 八木 一郎君
郡 祐一君 塚田十一郎君
田中 正巳君 白井 莊一君
熊谷太三郎君 源田 実君
安田 隆明君 藤田 正明君
北 修二君 田原 武雄君
竹内 潔君 成相 善十君
林 寛子君 宮澤 弘君
杉山 令華君 藤井 孝男君
松浦 功君 森山 眞弓君
田代由紀男君 井上 裕君
江島 淳君 大河原太一郎君
大木 浩君 岡部 三郎君
堀内 俊夫君 遠藤 政夫君
藤井 裕久君 野呂田芳成君
中村 啓一君 高平 公友君
高橋 圭三君 鈴木 正一君
大島 友治君 亀井 久興君
上條 勝久君 斎藤榮三郎君
坂野 重信君 夏目 忠雄君
山東 昭子君 梶木 又三君
斎藤 十朗君 古賀雷四郎君
小林 国司君 上田 稔君
増田 盛君 町村 金五君
西村 尚治君 楠 正俊君
山内 一郎君 加藤 武徳君

木村 睦男君 小澤 太郎君
植木 光教君 増岡 康治君
真鍋 賢二君 美濃部亮吉君
山田耕三郎君 中山 千夏君
福田 宏一君 名尾 良孝君
内藤 健君 梶原 清君
川原新次郎君 関口 恵造君
田沢 智治君 高木 正明君
熊谷 弘君 衛藤征士郎君
岩崎 純三君 伊江 朝雄君
後藤 正夫君 丸谷 金保君
鳩山威一郎君 福岡日出廣君
宮田 輝君 佐々木 満君
石本 茂君 鈴木 省吾君
長田 裕二君 内藤三郎君
土屋 義彦君 村田 秀三君
野田 哲君 岩動 道行君
玉置 和郎君 対馬 孝且君
小谷 守君 本岡 昭次君
山田 護君 坂倉 藤吾君
下田 京子君 佐藤 三吾君
大森 昭君 松前 達郎君
近藤 忠孝君 吉田 正雄君
安武 洋子君 佐藤 昭夫君
矢田部 理君 志苦 裕君
福岡 知之君 粕谷 照美君
片山 甚市君 山中 郁子君
片岡 勝治君 宮之原貞光君
松本 英一君 竹田 四郎君
山崎 昇君 神谷信之助君
小山 一平君 川村 清一君
田中寿美子君 曹久保重光君
戸叶 武君 小笠原貞子君
市川 正一君 瀬谷 英行君
青木 薪次君 赤桐 操君
小柳 勇君 阿具根 登君
八百板 正君

國務大臣

自治大臣 世耕 政隆君

議員派遣中の議員

中尾 辰義君

議長の報告事項

一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

大河原太一郎君

補欠

福田 宏一君

法務委員

辞任

近藤 忠孝君

補欠

宮本 顯治君

大蔵委員

辞任

福田 宏一君

補欠

大河原太一郎君

関口 恵造君

宮本 顯治君

社会労働委員

辞任

初村滝一郎君

補欠

関口 恵造君

予算委員

辞任

江島 淳君

補欠

岡部 三郎君

山崎 竜男君

片岡 勝治君

佐藤 昭夫君

栗林 卓司君

伊藤 郁男君

秦 豊君

補欠

野末 陳平君

決算委員

辞任

岡部 三郎君

仲川 幸男君

安恒 良一君

補欠

片岡 勝治君

山崎 竜男君

議院運営委員

辞任 亀長 友義君 補欠 江島 淳君
 田淵 哲也君 栗林 卓司君
 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 伊藤 郁男君 (柳澤謙造君の補欠)
 議院運営委員会
 理事 栗林 卓司君 (栗林卓司君の補欠)
 沖繩及び北方問題に関する特別委員会
 理事 丸谷 金保君 (山崎昇君の補欠)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 昭和五十七年度総予算の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班	植木 光教	岩崎 純三
	沓脱タケ子	木村 睦男
	下条進一郎	片山 甚市
第二班	丸谷 金保	
	土屋 義彦	松尾 官平
	矢田部 理	田代富士男

第三班 岩動 道行 関口 恵造
 井上 吉夫 柳澤 謙造
 蔵内 修治 田中 正巳
 谷川 寛三 寺田 熊雄
 三木 忠雄 喜屋武眞榮

一、派遣地

第一班 京都府
 第二班 岩手県
 第三班 香川県
 一、期間 各班とも二月二十二日及び二十三日の二日間

一、費用 概算 一、〇八〇、八二〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十七年二月十二日

参議院議長 徳永 正利殿 植木 光教

同日本院は、人事官に加藤六美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、宇宙開発委員会に齋藤成文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に牛場大蔵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君及び中村隆英君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、商品取引所審議会会長に岡田覺夫君、同委員に久保田晃君、酒巻俊雄君、林周二君及び森崎久壽君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)
 昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)
 昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)

号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 江藤 智君 補欠 宮澤 弘君
 亀長 友義君 高木 正明君
 小林 国司君 大河原太一郎君

外務委員

辞任 宮澤 弘君 補欠 江藤 智君
 宮澤 弘君 高木 正明君
 大河原太一郎君

大蔵委員

辞任 宮澤 弘君 補欠 江藤 智君
 宮澤 弘君 高木 正明君
 大河原太一郎君

農林水産委員

辞任 高木 正明君 補欠 亀長 友義君
 高木 正明君 亀長 友義君

予算委員

辞任 中西 一郎君 補欠 上田 稔君
 岡部 三郎君 亀長 友義君
 仲川 幸男君 山崎 竜男君
 山田 譲君 片岡 勝治君
 山田 勇君 喜屋武眞榮君

決算委員

辞任 亀長 友義君 補欠 岡部 三郎君
 山崎 竜男君 仲川 幸男君
 片岡 勝治君 山田 譲君

同日委員長から次の報告書が提出された。
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第八号) 審査報告書

昭和五十七年二月十九日 参議院会議録第七号

一三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二(大代)
〒105

一定価一
〇円部